

石川労働局発表
令和4年3月12日(土)

【照会先】

石川労働局総務部総務課
総務課長 山本 栄史
(電話) 076 (290) 0325

報道関係者 各位

石川労働局労働基準部監督課職員の新型コロナウイルス感染症への感染について

令和4年3月11日(金)、石川労働局労働基準部監督課(金沢市西念3丁目4-1 金沢駅西合同庁舎5階。以下「監督課」という。)に勤務する職員が新型コロナウイルス感染症に感染していることが判明しました。

当該職員は、窓口業務に従事しており、3月3日(木)まで出勤し、発熱・咳等の症状はなく、窓口には飛沫防止シートを設置の下、終日マスクを装着して勤務していましたが、9日(水)に発熱があったため、10日(木)にPCR検査を受け、翌11日(金)に感染が確認されたものです。

監督課では、事務室内の必要な消毒措置を十分行った後、通常どおり開庁して、職員及び利用者の方への感染防止対策を講じた上で業務を行っております。

当該職員の行動歴を確認した結果、職員及び利用者の方に濃厚接触者はいないと判断しておりますが、健康に不安がある方につきましては、念のため石川県発熱患者等受診相談センターやかかりつけ医等までご連絡いただきますようお願いいたします。